

第6期徳島県廃棄物処理計画【概要版】

(素案)

- 1 計画の意義
 - 2 廃棄物処理の現状
 - 3 第五期徳島県廃棄物処理計画の点検・評価
 - 4 排出量及び処理量の見込み
 - 5 廃棄物の減量等目標値
 - 6 基本施策
 - 7 計画の進行管理
- ※ 補章 1・2

令和7年10月

徳 島 県

1 計画の意義

(1) 計画策定の目的

我が国では、循環型社会を構築していくため、数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や、各種リサイクル関連法の制定等の対策が行われてきました。

本県においても、これまでの取組みから、廃棄物の減量や適正処理については、着実に進捗しているものの、廃棄物の排出量、再生利用、最終処分等の状況をみると、循環型社会の実現には十分とは言えず、不法投棄をはじめとする不適正処理についても、改善傾向にあるものの未だ撲滅には至っていません。

今、国際情勢の緊迫化により、コストの高騰等、資源制約等、廃棄物処理においても影響を受ける局面を迎えており、さらに、気候変動や海洋プラスチックごみなど、SDGs達成に向けた地球環境問題への対応も急務になっています。

また、激甚化傾向にある自然災害により、国民の安全・安心へ向けた意識が高まっている他、廃棄物排出を抑制しつつ、資源を有効に活用する「サーキュラーエコノミー」が新たに注目される等、今後は、安全・安心を重視し、経済成長にも寄与する循環社会の実現を図っていく必要があります。

本県においても、これまでの知見を最大限に活かした防災・減災対策に一層重点を置き、さらには地域経済の振興も結びつけるため、循環型社会の実現に一層注力することが必要となっています。

本県では平成14年3月に「第一期徳島県廃棄物処理計画」を策定して以来、廃棄物の減量や適正処理等の目標値を掲げ、各種施策に取り組んできたところであり、令和3年3月には、目標年度を令和7年度とする「第五期徳島県廃棄物処理計画」を策定し、適正な廃棄物処理を推進してきました。

今回、第五期計画が目標年度を迎えるにあたり、ごみ減量等目標値の達成状況及び関連施策の評価等を行い、この評価結果を基に課題を抽出して目標値及び施策の見直しを行った上で、新たに「第六期徳島県廃棄物処理計画」を策定することとしました。

今後は、この「第六期徳島県廃棄物処理計画」に基づき、県民、事業者、市町村及び県が一体となり、本県における循環型社会構築を目指した取組を推進します。

(2) 計画の期間

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とし、令和12年度を目標年度とします。

また、循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして、令和12年度における廃棄物排出量の予測及びごみ減量等目標値の設定、目標を達成するための施策の検討を行います。

2 廃棄物処理の現状

(1) 一般廃棄物（ごみ）の現状（令和5年度実績）

令和5年度における本県の排出量は23万7千tであり、このうち集団回収活動により4千tが資源化されています。残りの23万2千tのうち79.2%にあたる18万4千tは焼却施設において直接焼却処理され、その他は直接資源化、焼却以外の中間処理、直接最終処分されています。

最終的には、資源化量が3万7千t（リサイクル率15.8%）、最終処分量が2万6千t（最終処分率11.1%）となり、17万3千tが焼却処理等により減量化されたこととなります。

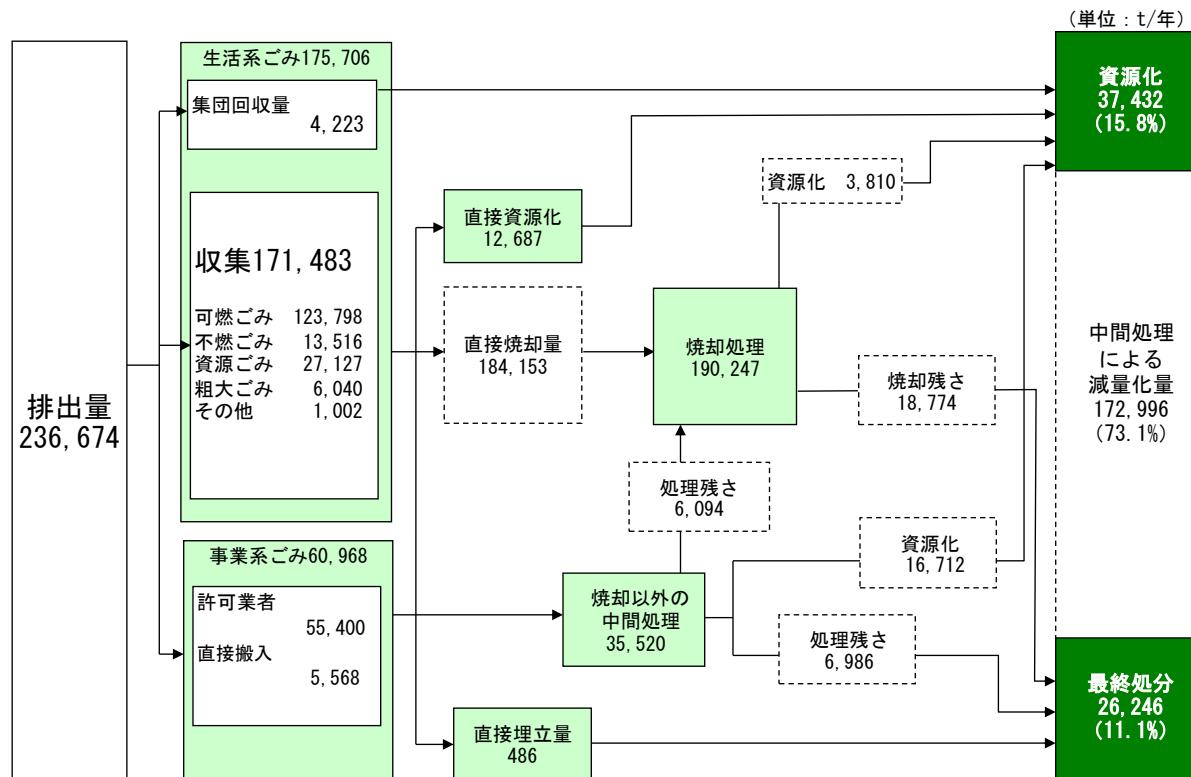


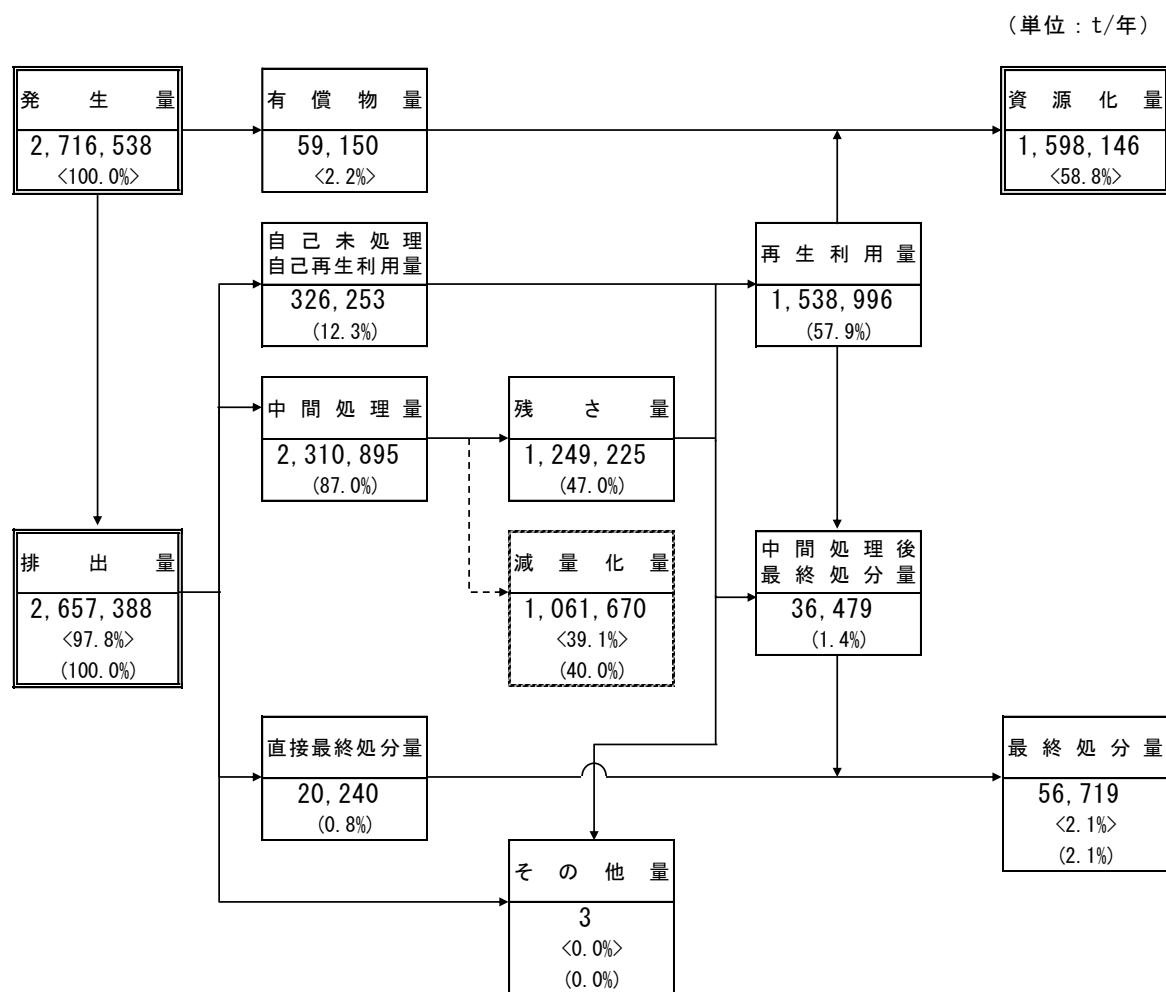
図 一般廃棄物（ごみ）処理・処分フロー（令和5年度）

(2) 産業廃棄物の現状（令和5年度実績）

令和5年度における本県の発生量 271万7千t のうち、有価物量 5万9千t を除いた産業廃棄物の排出量は 265万7千t です。

排出量 265万7千t のうち 87.0%にあたる 231万1千t は中間処理され、12.3%にあたる 32万6千t は未処理のまま自己再生利用されています。また、中間処理により 40.0%にあたる 106万2千t が減量化されており、中間処理後の残さ量は 47.0%にあたる 124万9千t となっています。

一方、処分状況でみると、再生利用量が 57.9%にあたる 153万9千t、最終処分量が 2.1%にあたる 5万7千t となっています。



※<>は発生量に対する割合、()は排出量に対する割合を示している。

※図中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

図 産業廃棄物の処理・処分フロー（令和5年度）

3 第五期徳島県廃棄物処理計画の点検・評価

(1) 一般廃棄物の目標達成に関する点検・評価

「第五期徳島県廃棄物処理計画」に示された、一般廃棄物の目標及び令和5年度時点の実績を整理すると下表に示すとおりです。

表 第五期徳島県廃棄物処理計画 一般廃棄物の目標

(単位)		基準年度	現状	第五期計画目標値 (平成30年度比)
		平成30年度	令和5年度	令和7年度
第五期計画目標値	人口	(人)	750,853	710,171
	ごみ排出量	(t/年)	261,417	236,674
	県民1人1日当たりの ごみ排出量	(g/人・日)	954	911
	県民1日1人当たりの 生活系ごみ排出量	(g/人・日)	708	676
	リサイクル率	(%)	16.6	15.8
	最終処分量	(千t/年)	29,293	26,246

- ごみ排出量や県民1人1日当たりのごみ排出量、県民1人1日当たりの生活系ごみ排出量及び最終処分量について減少が見られたものの、令和7年度の目標値の達成は困難と見込まれます。
- リサイクル率については、平成30年度より令和5年度で数値が下がっていることから、令和7年度の目標値の達成にはさらなる取組強化が必要となります。

【課題】

① 排出抑制推進の課題

ごみ排出量は減少していますが、一層の削減に向け今後も更なる発生・排出抑制をはじめとした3Rの推進を図っていく必要があります。排出形態別では、生活系ごみについては食品ロスの削減及び生ごみの水切り等により、事業系ごみについては食品ロスの削減等事業者自らによる減量化により、更なる発生・排出抑制が必要です。

② 循環的利用推進の課題

リサイクル率を向上させるために、分別の徹底、集団回収の活用及び分別品目の検討等、資源化へとつなげる取組を推進していく必要があります。

③ 最終処分量の削減に関する課題

最終処分量を削減するためには、焼却残さを溶融スラグ化し土木資材等として利用する技術、セメント原料として利用する技術、焼成し人工砂として利用する技術等、リサイクル率の向上にも資する技術を推進していく必要があります。

④ 施設整備に関する課題

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化が懸念されており、PFI 等の手法による民間活力の活用等、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築が必要です。

(2) 産業廃棄物の目標達成に関する点検・評価

「第五期徳島県廃棄物処理計画」に示された、産業廃棄物の目標及び令和 5 年度時点の実績を整理すると下表に示すとおりです。

表 第五期徳島県廃棄物処理計画 産業廃棄物の目標

			基準年度	第五期計画 目標値	現状
(単位)			平成 30 年度	令和 7 年度	令和 5 年度
年間量	発生・排出量	排出量 (千 t)	2,844	2,840	2,657
	処理処分量	出口側循環利用量 (千 t)	1,285	1,420	1,216
		最終処分量 (千 t)	59	44	57
処理比率	発生・排出量	排出量 (%)	100.0	100.0	100.0
	処理処分量	出口側循環利用量 (%)	45.2	50.0	45.8
		最終処分量 (%)	2.1	1.5	2.1

- 排出量は減少し、令和 5 年度において令和 7 年度の目標値を達成しています。
- 出口側循環利用量は減少したものの、出口側循環利用率は増加しましたが、令和 7 年度の目標値の達成には、さらなる取組強化が必要となります。
- 最終処分量は減少したものの、最終処分量は横ばいであり、令和 7 年度の目標値の達成には、さらなる取組強化が必要となります。

【課題】

① 排出抑制推進の課題

県内企業の大多数を占める中小零細企業においては、産業廃棄物の排出抑制や適正処理に関する認識のレベルにおいて事業者間で格差があり、中小零細事業者全般にわたるリサイクル意識の向上のため、なお一層の意識啓発を図る必要があります。

② 循環的利用・減量化推進の課題

廃棄物の発生抑制と減量化に向け、再使用・再生利用・熱回収等、できる限り循環的な利用促進を図るため、循環的利用に係る技術開発や設備導入等を積極的に図る必要があります。

③ 適正処理推進の課題

法知識の希薄さ等に起因し、排出事業者が不適正な処理を行う事案が散見されることから、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理に係る排出事業者責任の原則の徹底を図り、処理を委託した場合においても、排出から最終処分まで責任を持って管理するよう排出事業者の自覚と責任を強く促す必要があります。

④ 処理施設に係る課題

産業廃棄物の将来にわたる安定的かつ継続的な適正処理を確保するためには、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解が前提となります。このため、産業廃棄物処理業者による施設見学受付や維持管理情報のインターネット公表等によって施設の見える化を図るとともに、施設周辺の清掃活動を実施するなど地域住民との交流を深める取組を継続していくことが求められます。

4 排出量及び処理量の見込み

(1) 一般廃棄物（ごみ）の将来予測

将来の排出量等は、令和元年度から令和5年度までの排出量を基に「トレンド法」により推計しました。

下表に示すように、ごみの排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、リサイクル率、1人1日当たりごみ焼却量、最終処分量は減少すると予測されます。

表 一般廃棄物（ごみ）の推計結果

	H30	R5	R12
ごみの排出量	261,417t/年	236,674t/年	202,323t/年
1人1日当たりの家庭系ごみ*排出量	579g/人・日	555g/人・日	511g/人・日
リサイクル率	16.6%	15.8%	15.1%
1人1日当たりごみ焼却量	760g/人・日	732g/人・日	680g/人・日
最終処分量	29,293t/年	26,246t/年	19,394t/年

*家庭系ごみ排出量=生活系ごみ排出量-集団回収量-資源ごみ排出量

(2) 産業廃棄物の将来予測

将来の排出量等は、産業廃棄物実態調査で把握した排出量原単位に、業種毎に設定した経済成長率を加味して算出した活動量指標の将来予測値を乗じて、推計しました。

下表に示すように、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量は増加すると予測されます。

表 産業廃棄物の推計結果

(千t/年)

	H30	R5	R12
排出量	2,844	2,657	3,279
再生利用量	1,491 (52.4%)	1,539 (57.9%)	1,765 (53.8%)
出口側循環利用量	1,285 (45.2%)	1,216 (45.8%)	1,506 (45.9%)
減量化量	1,294 (45.5%)	1,062 (40.0%)	1,439 (43.9%)
最終処分量	59 (2.1%)	57 (2.1%)	75 (2.3%)

*表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

5 廃棄物の減量等目標値

(1) 目標値設定の考え方

「第5期徳島県廃棄物処理計画」における目標値に対して、一般廃棄物、産業廃棄物とも、現時点では目標に達していない一方で、持続可能性の高い社会づくりに向けて、限りある資源を有効に使い、ごみの発生を最小限に抑える「循環型社会」が益々重要視される現状を踏まえ、第6期計画においては、国の基本方針に基づく形で、高い目標値を設定することとします。

本目標達成に向けては、官民が力を合わせ、様々な主体との連携、県民の行動変容、人材育成を図るなど、これまでの廃棄物対策に関する取組を一層強化する必要があります。

(1) 一般廃棄物（ごみ）の目標値

一般廃棄物（ごみ）の減量化等に関する目標値は、国の基本方針※に基づき、以下のとおり設定するものとします。

※廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
(令和7年2月)

指標	目標値の考え方	将来推計 (令和12年度)	目標値 (令和12年度)	現状 (令和5年度)
ごみの排出量	国の目標値（R12：3,700万t） を人口比で割り戻し	202,323t/年	197,000t/年	236,674t/年
1人1日当たり の家庭系ごみ [*] 排出量	全体排出量に合わせて1人あ たりの家庭系ごみ排出量を算 出	511g/人・日	498g/人・日	555g/人・日
リサイクル率	国の目標値（R12:26%）を踏 まえ、現行目標を継続	15.1%	30%	15.8%
1人1日当たり ごみ焼却量	令和5年度比で14.6削減	680g/人・日	625g/人・日	732g/人・日
最終処分量	現目標値から5%削減	19,394t/年	18,900t/年	26,246t/年

(2) 産業廃棄物の目標値

産業廃棄物の減量化等に関する目標値は、国の基本方針に基づき、以下のとおり設定するものとします。

(単位)				基準年度	目標年度
				令和5年度	令和12年度
年間量	発生・排出量	排出量	(千t)	2,657	2,684
	処理処分量	出口側循環利用量	(千t)	1,216	1,342
		最終処分量	(千t)	57	51
処理比率	発生・排出量	排出量	(%)	100.0	100.0
	処理処分量	出口側循環利用量	(%)	45.8	50.0
		最終処分量	(%)	2.1	1.9

6 基本施策

本計画における基本施策は、以下のとおりです。

1 排出抑制の推進

(1) 県民の取組

- ① 県民生活での対策推進
- ② グリーン志向消費の推進
- ③ 食品ロスの削減

(2) 行政の取組

- ① 関係機関や団体と連携した取組の推進
- ② インフラの長寿命化の推進
- ③ エコイベントの開催
- ④ ごみの有料化の推進

(3) 事業者の取組促進

- ① 多量排出事業者に対する指導啓発の強化
- ② 中小零細事業者に対する意識啓発

2 適正処理の推進

- (1) 不法投棄等の不適正処理の防止
- (2) 排出事業者及び処理業者への指導強化
- (3) 海岸漂着物等の適正処理の推進
- (4) リチウムイオン電池の適正処理の推進
- (5) 優良産業廃棄物処理業者の育成
- (6) PCB廃棄物の適正処理のための指導啓発

3 資源循環の推進

(1) 地域における「資源循環」の推進

- ① サーキュラーエコノミーへの移行の推進
- ② 各種リサイクル法による循環利用の推進
- ③ 地域の状況や特性に応じたリサイクルの推進
- ④ 「徳島県リサイクル認定制度」の普及啓発
- ⑤ 小型家電リサイクルの推進
- ⑥ 循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの構築
- ⑦ 建設工事から発生する建設副産物の循環的利用の促進
- ⑧ 家畜排泄物の循環的利用の促進
- ⑨ リサイクル性の高い品目の循環的利用の促進

(2) 高度化・強靭化等による処理施設の充実強化

- ① 循環型社会形成推進交付金制度等による施設整備の推進
- ② 生活排水対策
- ③ 適正処理に資する産業廃棄物処理施設（最終処分場）の確保

(3) 環境啓発・人材育成

- ① 環境教育・学習の推進
- ② 環境コミュニケーションの推進

4 とくしまプラスチックスマートプログラム

(1) 家庭ごみ対策

- ① 大規模小売店における店頭回収の支援
- ② 分別の徹底によるリサイクルの促進
- ③ 新たな「プラ資源回収」制度の率先導入

(2) 産業廃棄物対策

- ① 環境保全活動の促進
- ② 不法投棄撲滅に向けた取組強化

(3) 環境保全活動

(4) 環境学習・教育啓発

(5) プラスチック代替製品の開発・普及促進

5 災害廃棄物対策の推進

(1) 災害廃棄物処理体制の整備

(2) 情報収集・連絡体制の構築

(3) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

(4) 産業廃棄物処理施設の整備等

7 計画の進行管理

この計画の目標達成のため、「徳島環境サステナブルネットワーク」と連携するとともに、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割分担や責任のもと、循環型社会形成に向け、積極的な取組を推進します。

また、本計画の計画管理及び事後評価については、PDCAサイクル（Plan【計画】、Do【施策の実施】、Check【達成状況の確認】、Action【事業の見直し】により、継続的な改善を図っていくものとします。



補章 1 徳島県食品ロス削減推進計画

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 12 条に基づく計画を策定し、食品ロス削減の取組を推進します。

○本県における食品ロスの現状（2023 年度）

- ・食品ロス量 2.6 万 t（内訳：事業系 1.0 万 t、家庭系 1.6 万 t）
- ・1 人当たりの家庭系食品ロス発生量 23kg／年（全国：19kg／年）

○目標設定

食品ロス量を 2030 年度までに事業系食品ロス・家庭系食品ロスともに 30% 削減
(2017 年度比)

○推進事項及び施策

- ・教育及び学習の振興・普及啓発等
- ・食品関連事業者等の取組に対する支援
- ・未利用食品を提供するための活動の支援等
- ・表彰
- ・調査及び情報の収集・提供

補章 2 ごみ処理の広域化・集約化計画

1. 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化について

国においては、人口減少・少子高齢化、脱炭素化、災害廃棄物処理といった社会情勢を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築する必要があるとし、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和 6 年 3 月 29 日環循適発第 24032923 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知、以下「広域化通知」という。）を発出し、県において、市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画（以下「長期広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を図ることが通知されたところです。

2. 本県の対応

「広域化通知」に基づき、本県においては、2050 年（令和 32 年度）までを計画期間とする「長期広域化・集約化計画」の検討を図るため、令和 8 年度には、県が主体となって「地区協議会」を設置し、このたび策定する「第 6 期徳島県廃棄物処理計画」の趣旨を踏まえながら、詳細な現状分析、将来予測に基づき、処理主体となる市町村との合意形成を図り

ながら、ごみ処理の広域化に向けた、施設の整備計画や処理体制等を検討し、令和9年度内に策定することといたします。

なお、本稿記載の「徳島県ごみ処理広域化計画」については、新たに策定される「長期広域化・集約化計画」の中に統合する予定となっております。